

## 三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	議長公用車運転専門員 市議会の議長公用車の運転業務を円滑に行うため設置する職であり、議長の会議出席等のための公用車運転業務等を担います。
募 集 人 数	パートタイム：1人
申 込 受 付 期 間	令和7年1月20日（月）午前8時30分から 令和7年1月31日（金）午後5時15分まで
業 務 内 容	市議会議長の会議出席等のための公用車運転ほか
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年4月1日に採用可能である人</li> <li>2 パートタイム（週20時間）の勤務が可能である人</li> <li>3 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している人</li> <li>4 過去に5年以上、自動車運転業務の実務経験を有する人</li> </ol> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li> <li>(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</li> <li>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li> </ol>
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提出書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 <b>※令和7年3月31日まで三次市会計年度任用職員の議長公用車運転専門員として任用されている場合は、現在の任用状況を記入のうえ、写真添付及び学歴、資格・免許等及び職務経歴の記入は省略しても構いません。</b></li> <li>(2) 運転免許証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類として、運転免許証の写しを提出してください。</li> <li>(3) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛て先（郵便番号、住所及び氏名）を明記し、<b>110円分の切手</b>を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。</li> </ol> </li> <li>2 提出方法・期限             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</li> <li>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（議長公用車運転専門員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 <b>※提出された書類等はお返ししません。</b></li> </ol> </li> </ol>

受験票の交付	受験票は、申込時に提出された返信用封筒により、令和7年1月31日（金）までに発送する予定です。令和7年2月4日（火）までに届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。	
試 験	<p>1 申込日現在、三次市会計年度任用職員の議長公用車運転専門員として任用されている方 書類選考のみ これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。 ※再度の面接試験は実施しません。</p> <p>2 1以外の方 面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分） 試験日時等の詳細は、受験申込者に別途連絡します。 指定された試験日時を変更することはできません。</p>	
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職 種 別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和8年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和7年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所のほか、市議会正副議長の出張地の範囲内
	勤 務 時 間	1週間につき20時間勤務 ※勤務時間は週勤務時間の割振りにより別途定める ※6時間を超える勤務を要する場合は休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	報 酬	（行政職給料表1-28号給）月額138,344円 ※年度途中で増減する可能性有
	手 当 制 度	時間外勤務報酬、休日勤務報酬、通勤手当（費用弁償）、 期末手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、 雇用保険、災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市議会事務局 議事係（市役所東館7階） TEL 0824-62-6105 FAX 0824-62-6137 受付時間：月～金曜日の8：30～17：15（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。